

# 広島県教育委員会会議録

令和元年7月12日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和元年7月12日（金） 13：00開会  
15：28閉会

## 1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

## 2 欠席委員 なし

## 3 出席職員

教育次長	長谷川信男
管理部長	池田克輝
教育部長	福島一彦
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
参与	生田徳廉
理事	榊原恒雄
総務課長	江原透
秘書広報室長	山崎真紀
教職員課長	山田哲也
文化財課長	白井比佐雄
学びの変革推進課長	寺田拓真
義務教育指導課長	河北光弘
高校教育指導課長	竹志幸洋
特別支援教育課長	三浦直宏
生涯学習課長（兼）乳幼児教育支援センター長	田坂嘉章

## 教育委員会会議定例会日程

日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	報告・協議1	公立高等学校入学者選抜制度について	1
日程第3	報告・協議2	県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について	6
日程第4	報告・協議3	「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」（案）について	8
日程第5	第1号議案	令和元年度メイプル賞（第1回）の受賞者について	11
日程第6	第3号議案	広島県博物館協議会委員の任命について	11
日程第7	第4号議案	広島県生涯学習審議会委員の任命について	12
日程第8	第2号議案	教職員人事について	12
日程第9	報 第1号	教職員人事について	12

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。  
まず、会議録署名者の件ですけれども、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。  
会議録署名者として、細川委員、菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。  
本日の会議議題は、お手元のとおりでございます。  
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

細川委員： 第1号議案は、表彰者の選考に関する案件、第2号議案及び報第1号は個別の人事に関する案件、第3号議案及び第4号議案は委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。  
第1号議案の令和元年度メイプル賞第1回の受賞者について、第2号議案の教職員人事について、第3号議案の広島県博物館協議会委員の任命について、第4号議案の広島県生涯学習審議会委員の任命について、報第1号の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び報第1号を公開しないで審議することといたします。

#### 報告・協議1 公立高等学校入学者選抜制度について

平川教育長： それでは、報告・協議1、公立高等学校入学者選抜制度について、寺田学びの革新推進課長、説明をお願いいたします。

寺田学びの革新推進課長： 報告・協議1、公立高等学校の入学者選抜制度につきまして御説明を申し上げます。  
御案内のとおり、高等学校におきましては、令和4年度から新学習指導要領が段階的に実施されることとなっております。また、本県では、全国に先駆けて「学びの革新」を進め、子供たちが自ら課題を発見し、解決していく能力を培っているところでございます。

新学習指導要領においてももうたわれておりますように、情報化あるいはグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて加速度的に進展をする複雑で予測困難な時代の中では、生徒一人一人が社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合っており、自らの可能性を発揮し、多様な他者と協働しながら、より良い社会と幸福な人生を切り開き、未来の創り手となることができるよう、教育を通して必要な力を育てていくことが重要であると考えております。こうした観点から、高等学校の入学者選抜につきましても、生徒の主体的な学校選択を可能とする方向で検討していく必要があると考えております。

始めに、資料の2ページ目を御覧ください。文部科学省からの「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」という通知でございます。この通知は、新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえ、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性について、これまで中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において検討がなされてきたことが平成31年の1月にまとめられたことを受けまして、平成31年3月に文部科学省初等中等教育局長から出されたものでございます。

資料5ページ目、通知でいう7ページ目でございますけれども、こちらに「5. 学習評価の改善を受けた高等学校入学者選抜、大学入学者選抜の改善について」というところ

がございます。ここでは、学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われるものであって、入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではないことから、学習評価の結果を入学者選抜に用いる際には、学習評価の特性を踏まえつつ適切に行うことが重要であるということが、まず指摘をされております。

その上で、四角の線で囲んでいるところでございますけれども、学習評価の改善を受けた入学者選抜の在り方につきまして、検討を行う際の留意点といたしまして、まず一つ目、新学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学者選抜の質的改善を図るため、改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組み合わせ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直しを行うこと。二つ目として、調査書の利用に当たっては、その狙いを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討すること。例えば、都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けているような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用となるよう改善を図ること。三つ目として、入学者選抜の改善に当たっては、新学習指導要領の趣旨等も踏まえつつ、学校における働き方改革の観点から、調査書の作成のために中学校の教職員に過重な負担がかかったり、生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、入学者選抜のために必要な情報の整理や市町村教育委員会及び中学校等との情報共有・連携を図ることについて示されているところでございます。

次に、資料の1ページ目にお戻りいただき、「広島県公立高等学校入学者選抜制度の検討について」を御覧ください。この資料につきましては、本県公立高等学校の入学者選抜につきまして、現時点で考えております検討の視点について整理をしたものでございます。

まず、今後、検討を進めていく上での基本的な考え方を一番上のところに整理をしております。御説明申し上げてまいりましたとおり、本県では、現在、各学校において、生徒の「主体的な学び」を促す教育活動、すなわち「学びの変革」に取り組んでおられ、この「学びの変革」が本県高等学校の入学者選抜においても生かされ、中学生の主体的な学校選択を一層推進するとともに、中学校及び高等学校教育の充実に資するものとなりますよう、具体的には、「選抜の内容」、そして「調査書」の大きく2点について検討を行ってまいりたいと思っております。

まず、「選抜の内容」について検討する項目といたしましては、上段の右側に記載をしておりますけれども、まず第1に、入学者選抜に係る種類、方法、実施時期を含め、中学校及び高等学校の教育の充実につながるよう検討を行うこと、そして第2に、各高等学校等の特色に応じた選抜方法の拡充を図り、中学生の主体的な学校選択につながるよう検討を行うことの2点を考えております。

また、その下、「調査書」について検討する項目といたしましては、まず、全ての中学校で統一的に作成するものについて、記載情報を整理するよう検討を行うこと、そして第2に、各高等学校等の特色に応じて、調査書等の活用方法を工夫することができるよう検討を行うこと、そして第3に、中学校で学んだ内容等が分かる自己資料を、高等学校等が主体的に求めることができるよう検討を行うことといった3点を考えているところでございます。

これらの検討項目につきましては、今後、公立中学校長や高等学校長を始めとする学校関係者から広く意見を聞きながら、15歳の生徒にどのような力を付けさせたいかという観点から検討を進めてまいりまして、今年度中に一定の結論を得たいと考えております。

最後に、検討結果を反映させる時期でございますけれども、まず、令和2年度、すなわち今年度の中学校3年生が受験する入学者選抜につきましては、入学者選抜基本方針が既に決定しておりますので、現行どおりの制度で実施する予定としております。したがって、今後検討を進めていった結果、現行制度の見直しということの結論に至った場合には、それを反映させるのが最短で令和3年度の入学者選抜以降になるものと考えておられ、内容につきましては、できる限り早く公表して、生徒や保護者、学校が混乱することなく入学者選抜を実施することができるよう、検討、調整を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いたします。

細川委員： この資料でいうと、6ページの様式第7号の調査書なのですが、これは、ぱっと見は

ほぼ手書きのような気がするのですが、学校は手書きで出されているのですか。

寺田学びの革新推進課長： 基本的にはパソコンで入力できるようにしておりますので、それで入力をして出していただくという形になっています。

細川委員： 安心しました。ただ、何か一昔前の様式のような気がして、今はちゃんとコンピューター入力できるようにプログラムされていると思うのですが、それにしても何かもう少しコンパクトにならないものかなという気がいたします。

それから、学習の記録のところも、数字が入るのでしょうが、数字の羅列みたいなことにもなるのかなという気もするのですが、今、課長が令和3年度から制度が変わる可能性ありますとおっしゃったのですが、これももう少し分かりやすいというか、現場があまり時間をかけずにちゃんと分かるような資料に作り変えられるようなおつもりもあるのか、お聞かせをいただければと思います。

寺田学びの革新推進課長： 基本的には、先ほど国の通知の中でも申し上げさせていただきましたように、この調査書を作る作業というのは、かなり中学校の先生方の負担になっているという話は国の方から指摘をされているところでございます。そういった状況を踏まえまして、では、どのように改善をしていけば先生方の負担が減り、かつ入学者選抜として子供たちの力をしっかり計ることができるようになるかというところは、これから校長先生方からヒアリングをしながら検討していきたいと思っております。その中には、当然様式自体をどのようにしていくかということの検討も入ってくるものと思っております。

菅田委員： パソコン入力できるということなのですが、学習の記録のところの計とか合計とかというのは、自動計算されるようになっているのですか。

寺田学びの革新推進課長： 計算されるようになっていると思います。

菅田委員： 今、RPA、いわゆるロボティック・プロセス・オートメーションを使えば、ボランティア活動等の記録も、順位付けというか、整理できるようになっていると思うので、そういうものも取り入れていけば教員の方の負担が大分減るのではないかなと思いますので、検討をよろしくお願いします。

寺田学びの革新推進課長： そこはできるだけ学校現場の負担が減るようにしていきたいと思っておりますけれども、一方で、この調査書の様式自体が、必ず中学校で作らないといけない指導要録から写せる部分もあれば、ある程度また内容を書き換えなければいけない部分とかもあつたりしまして、そういう意味でいうと、またそれも非常に大きな負担になっているところもございます。

あわせて、中央教育審議会の議論の中では、先ほども少し申し上げましたけれども、生徒の主体的な中学校の学習活動というところに、この調査書があること自体が支障を及ぼしているような側面もあるのではないかと、つまり、例えば総合的な学習の時間とか特別活動の記録とか、こういうところは自由記述のような形になりますので、そういったところが、ともすると子供たちが自由に発言できないというようなことも指摘されております。そういったことが本県でも当てはまるのかどうかというところは、これから出していくことになろうと思っておりますけれども、国の指摘等々も踏まえながら、御指摘のような先生の負担軽減の部分と適切に子供たちの評価を行うという二つの視点から検討していきたいと思っております。

近藤委員： 質問なのですが、調査書の検討項目の三つ目の丸で、中学校で学んだ内容等が分かる自己資料ということなのですが、これは生徒自身が作る資料を調査書の中に入れていくというイメージでしょうか。

寺田学びの革新推進課長： 具体的な検討はこれからということになりますけれども、現時点でのイメージといたしましては、調査書とはまた別の資料を考えておまして、例えば生徒が中学校のときにどのようなことに力を入れてきたのかと、それは教育課程内の話もあれば、教育課程外の話もあるかもしれませんけれども、自分自身が今までこういうところを頑張ってきて、高校ではそれを生かしてこのようにしていきたいという形で自己PR書のようなものを出せるようにしていった方が、先ほど申し上げましたように、15歳の生徒が主体的に自分自身で考えられるという力を育む視点からは、そういったことも考えられるのではないかと今この時点ではイメージしております。

中村委員： 現行の選抜制度を見直すということについては、大変結構なことだと思いますし、是非良い方向に変えてもらいたいと思います。

ただ、変えていく上で検討すべき論点みたいなものが幾つもあつて、矛盾する中身は多分ないのだろうとは思いますが、どこに重きを置いて変えていくのかということの整理をしていかないといけないのだろうと思っております。その中で、教員の負担を軽減

するということ、今の働き方改革についても大事なことだと思うので、この調査書の記載も上手い具合に負担軽減できれば良いのですけれど、あまり定量的なことばかりになってしまって、数字に表せない児童生徒の良さみたいなところに丁寧に着目して伝えてあげるみたいなことができなくなったりするのは本末転倒のような気もして、高等学校にとってどのような情報が必要なのかが重要で、あまり負担軽減ばかりに目的が行き過ぎるとちょっと外れてくるのかなというふうに懸念を感じますので、そういうことのないようにお願いできればと思います。

寺田学びの変革推進課長： 御指摘のとおりだと思っております。国の通知でも働き方改革というのが一つの視点として示されているところではありますけれども、冒頭に申し上げましたように、大事なことは、やはり子供たちに15歳の時点でどのような力を本県として育てていきたいのかということと、それがきちんと評価される入学者選抜の仕組みになることだと思っております。

調査書の内容自体についても、例えば調査書を全面的に無くしてしまっただけで、学力調査一発勝負ですみたいな形になりますと、また少し考え方としても違ってくると思いますし、そういうふうにはそもそも法令上できないということもありますけれども、他方で、各高等学校に自分たちがこういうところを重視したいのだということをしつかり示していただいて、それに基づいて生徒たちが判断できるようにしていくということが大事だと思っておりますので、各高等学校の特色がしつかり出て、それを踏まえて生徒たちが判断できるような入学者選抜の在り方というのを各関係者の意見を聞きながら検討していきたいと思っております。

志々田委員： 文科省から出されている通知では、いわゆる昔でいう内申点、内申書と呼ばれているようなものにこの調査書がなる可能性があるのでは、注意しろということをお伝えしたいのだからと思いますし、その意味で自己資料みたいな言葉が出てきていて、恐らく自分自身が自己推薦の書類のように、なぜこの高校を自分が選び、そしてこの学校で学ぶために自分はどんな準備をしてきたのかということ、3年間の学びをつづったポートフォリオみたいなものを作成するというようなイメージが、多分この後ろ側にはあって、そういうものをどう開発するのかということが問われているのだからと思います。

これは結構大変なのだと思います。自分で自分自身のことをよく理解をすることも難しいですし、それをまた日本語の文章に落とし込んで、そして相手に伝わるようにアピールするというのは、学力の高い子であればあるほど得意ですけど、学力だけで、いわゆる一発試験で上手くいかない子であればあるほど自分のことをきちんと表現する力というのは弱くなるわけで、余計に不利になる可能性もあるということ、やはり中学校でどのような教育をするのか、どんな評価をするのかということとワンセットになっているのかなと思います。

ですので、高校が求める人材像というものははっきりと示して、うちはこういう子供たちが欲しいですということを明示することと、それに対して自分がきちんとこういうふうにできますよと答えることができる子供の学力を育てていくことと、それが入試制度にきちんと盛り込まれるようにバランスを取りながらやらないと、先生がどうせ判断するのでしょ、先生がどうせ書くのでしょ、自分の内申書に何か悪いことを書くつもりなのでしょみたいな、そういう不信感があると、選ばれる側にとっても不利に感じることも多いので、何かそういういろんな方たちの議論を踏まえてこの入試の資料の在り方、調査書の在り方については考えた方がいいのかなと思います。

なので、児童生徒、保護者、それから教員の方たちの気持ちも入れられたら良いかなと思います。つい入試制度改革になると高校の側ばかりに目がいくかもしれませんが、選抜される側の、特に私が思うのは、子供の気持ちとか、子供ができるところって一体何なのだろうかということをよくよく調べてからやらないと、書類ばかり求められて、結局、学力が高い子の方が有利だったというようなことになれば、もう本末転倒だと、今までの入試制度で良いのだということになると思いますので、その辺りを検討していただければと思います。

寺田学びの変革推進課長： 御指摘のとおりだと思っております。そういう意味で申し上げますと、本県、平成26年度、27年度から「学びの変革」ということを全国に先駆けて実践をしてきたところがございます。その中では、当然、もちろん生徒によって、学校によって状況にいろいろ違いはあるとは思いますが、自分自身をしつかり表現できる力とか、あるいはプレゼンテーションとか自分自身をメタ認知する力とか、そういったようなところもある程度意識をしながら、これまで中学校でいろいろな努力をしていただいていると思

っております。

そういった状況の中で、そうはいっても高等学校の入学選抜というところがどうしても最終的なゴールとしてありますので、これがこういうふうな形で変われば、今、我々がやってきている「学びの変革」がもっと生きるとか、あるいはこういうふうに変わってくれば、もっと「学びの変革」でこういうことを思い切ることができるというような声をしっかり中学校の関係者の方からもお伺いをさせていただきつつ、さらにはPTAとか、そういったところの御意見も伺いながら、なかなか全員がこれだというような入学選抜の在り方を作ることは難しいかもしれませんが、少なくとも本県の目指す教育の方針にのっとったような入学選抜の仕組みができるようにしっかりと検討していきたいと思っております。

志々田委員： 期待しています。

細川委員： 学校になかなか行けなかった子供たち、いわゆる完全に不登校の生徒と、不登校気味の生徒というのですが、欠席というところの主な理由の欄が非常に小さくて、本当に書き切れるのだろうか。不登校にはいろいろな理由がありますから、それを高校にうまくしっかり伝えるために備考の欄を使われるのかもしれませんが、やはりその辺が最近は何に問題とされているので、欠席の理由というのは病欠なのか何なのかというのはやはり中学校から高校へしっかり連絡をしていただきたいです。また、ここはどちらかというプラスのことが書かれるようなことになっているのですが、中には、たった1度いたずらをしてしまったとか、しかし、その後、成績も、しっかり勉強するようになってこういう生徒に育っていますというような、そういうようなところはここに書き落とすのか。

例えば、さっき志々田委員が言われたように、行動の記録で、例えばそういうことが1回あったから通常は5ポイントなのだけれど2ポイントですとかになったときに、2のままでその子は進学をするのか、もしくは2だけれど実はこういう背景があるとか、そのような書き方があるのか。調査書の書かれ方がどうなのかということがお分かりでしたらお伺いしたいと思います。

寺田学びの変革推進課長： まず、欠席の部分につきましては、現行の制度として申し上げますと、現在は、欠席日数が多い生徒については、自己申告書というのを併せて提出することになっております。この中で、どういった理由で欠席が多かったのかということをお自分で言うということになっておりまして、もちろん備考の欄に書く、そもそもこの様式がすごく小さいので、この中に埋めていくとすごいことになるのですが、それを広げたりとかしながらやっておられるというのが実情だと思いますが、現在はそういったような形で自己申告書を出すことによって、自分自身がなぜ休んだのかということが言えるようになっていくところがまず現状でございます。

行動の記録の部分は、これは5段階評価ではなく、求められる水準に達していれば丸を付けるというような形で出すことになっておりますけれども、他方で、先ほどのように、中学校1年生のときに少し遊んでしまっ、2年生、3年生から頑張ったのというようなケースとかもいろいろあると思います。それは国の検討の中でも言われているところがございます、この調査書の中身のどの要素をどういうふうに入れるのかというのは、実はこうしろということをお国が決めているわけではございませんで、各都道府県によって判断が変わってきております。

先ほどのように、例えば出欠の記録という欄自体を削除している都道府県も、数としてはあまり多くありませんが、ございますし、あるいは各教科の評定といったところについて、1年生から3年生まで全てを書くのではなく3年生のみにしたりとか、あるいは重み付けの仕方を変えたりとかしているところもございます。さらに、行動の記録というようなところについての扱いも都道府県によっていろいろと工夫がなされております。そういったところも踏まえまして、どういった形であれば子供たちのこれまでの3年間の活動がしっかりと評価できるかということと、そして選抜をする高等学校としても困らないかというようなところは、よくよく話を聞きながら検討させていただきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

## 報告・協議 2 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について

平川教育長： 続いて、報告・協議 2，県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について、河北義務教育指導課長，三浦特別支援教育課長，説明をお願いいたします。

河北義務教育指導課長： それでは、報告・協議 2，県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について御報告いたします。

資料の 2 ページを御覧ください。こちらに教科用図書採択スケジュールについて表を載せております。本日は、県教育委員会の選定資料及び進捗状況についての報告になります。

まず、配付しております冊子の選定資料 5 点ありますが、こちらの方について説明いたしますと、一つは、小学校用教科用図書の選定資料で、「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科用図書の選定資料，小学校用教科用図書を特別支援学校で使用する観点で調査した選定資料，「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科用図書を特別支援学校で使用する観点で調査した選定資料，さらに、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書，いわゆる絵本等の一般図書の選定資料でございます。

選定資料は、4 月 24 日の教育委員会会議において決定されました 3 ページから載せております採択基本方針に示しております観点に基づいて調査研究を行っております。義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針につきましては、資料 4 ページ，5 ページにありますので、後ほど御確認ください。

これらの選定資料は、6 月 10 日の第 2 回広島県教科用図書選定審議会における審議を経て作成しております。市町教育委員会及び各学校等が調査・研究するための参考資料となるものでございます。それぞれが調査の観点・視点を定め、調査研究を行い、種目ごとに 1 種の教科書を選定することとなります。

なお、これらの選定資料は、市町教育委員会等の採択権者及び各県立特別支援学校に配付するとともに、広島県教育委員会のホームページでも公開しているところでございます。

次に、県立中学校における教科用図書の選定の進捗状況について御説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条に、「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4 年とする」という規定がございます。中学校用教科用図書については、前回は平成 27 年度に採択替えが行われており、4 年後に当たる今年度が採択替えの年となります。今年度開校いたしました県立三次中学校，広島叡智学園中学校につきましても、昨年度新しく採択を行っておりますが、採択替えの年に当たるため、広島中学校と同様に採択を行うこととなります。

なお、「特別の教科 道徳」につきましては、今年度から新たな教科として中学校で全面実施されることに伴い、昨年度採択された教科書を 2 年間使用することとなっておりますので、今年度採択替えはございません。

それでは、資料の 6 ページを御覧ください。こちらには広島中学校の教科用図書選定の観点をお示ししております。広島中学校におきましては、「6 年間の計画的・継続的な教育活動により幅広く深い教養と高い知性を培い、グローバル化時代において活躍することのできる人材を育成する」という教育方針に基づきまして、生徒に「高い知性」、「豊かな感性」、「強い意志」を育てていくこととしております。

そこで、教科書の選定におきましては、これまでと同様に、県教育委員会が作成しております選定資料の五つの観点に加えまして、学校の教育方針等に基づいて定めた六つ目の観点といたしまして、「学校の特色を生かす工夫」を設定しております。各観点には、調査を行うための視点を設定しているところですが、この六つ目の観点につきましては、中程にあります広島中学校の校訓に基づきまして、三つの視点を設定しております。

点線の枠内を御覧ください。一つ目は、「科学的・論理的な思考力，的確な判断力を育てるための工夫」，二つ目は、「豊かな人間性や社会性を培い，我が国の文化とともに多文化を理解する態度を育てるための工夫」，三つ目は、「高い目的意識を持って，自ら学ぼうとする姿勢・意欲を育てるための工夫」でございます。

続きまして、資料 7 ページを御覧ください。県立三次中学校では、各教科の学習を通

して、「知」・「徳」・「体」・「志」・「美」の調和のとれた人格を形成するために、六つ目の観点に次の三つの視点を設定しております。一つ目は、「知性、探求心、創造性、たくましさを育むための工夫」、二つ目は、「人間の多様性を尊重し、地球規模の視野で他者と協働する力を育てるための工夫」、三つ目は、「伝統を重んじるとともに、人類の発展に貢献しようとする高い志を持たせるための工夫」でございます。

資料の8ページを御覧ください。広島叡智学園中学校では、社会の持続的な平和と発展に向け、世界中のどこにおいても、地域や世界の「より善い未来」を創造できるリーダーを育成するために、六つ目の観点に次の二つの視点を設定しております。一つ目は、「知識・技能の深い理解を促し、創造的・批判的思考力を育成するための工夫」、二つ目は、「社会の持続的な平和と発展に向け、異なる文化・価値観を尊重しながら協働する力を育成するための工夫」でございます。三校とも、それぞれ校内に選定会議を設置し、全ての発行者の教科用図書について、県教育委員会が作成いたしました選定資料の視点及び各中学校独自の視点により調査研究を行い、総合的に判断した上で教科書の選定を行う予定でございます。

なお、来月の教育委員会会議では、この後、御説明いたします県立特別支援学校における教科用図書の選定も含めて、県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定結果及び選定理由について報告し、皆様からの御意見を伺う予定としております。

三浦特別支援教育課長： 続きまして、県立特別支援学校小学部及び中学部において令和2年度に使用する教科用図書選定の進捗状況について御説明いたします。

資料2ページを御覧ください。これまで各県立特別支援学校では、資料3ページから5ページの採択基本方針に基づき、校内に教科書選定会議を設置して、選定資料を基に調査研究を行い、教科書を選定し、7月5日までに採択申請書及び選定理由書を県教育委員会に提出したところでございます。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校において、小学校又は中学校に準ずる教育課程を編成している場合は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用します。知的障害のある児童生徒の場合は、主に文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作教科書や絵本等の一般図書を使用します。選定資料は、先ほど義務教育指導課長が御説明した五つでございます。

本日は、県立特別支援学校において令和2年度から使用する小学校教科用図書と、「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科用図書の選定の進捗状況について御報告申し上げます。

まず、令和2年度から使用する小学校用教科用図書の選定資料について御説明いたします。

始めに、調査研究の観点について御説明いたします。

資料9ページを御覧ください。資料9ページの上段、「障害種別の児童の実態」の項を御覧ください。例えば、聴覚障害のある児童には、「聴覚障害のため、聴覚を通じた情報の獲得やコミュニケーションの成立に困難がある」、「音声情報の不足のため、言語習得や言語概念の形成等に困難があり、言語の指導に配慮、工夫が必要である」などの実態があります。そこで、教科書の選定に当たっては、聴覚障害に応じた配慮がなされている教科書を選定する必要があります。

一番下に示しております調査研究の観点を御覧ください。各県立特別支援学校は、県教育委員会が作成した選定資料に示す種目別の調査研究の観点及び障害種別の調査研究の観点を参考にして、具体的な調査項目を設定し、調査研究を行っております。

続いて、別にお配りしております「令和2年度視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において使用する小学校用教科用図書選定資料」を御覧ください。

具体的な調査項目について御説明いたします。

選定資料7ページの中段を御覧ください。肢体不自由のある児童は、上肢、下肢又は体幹の運動・動作の障害のため、歩行、書写等、日常生活の運動・動作に困難があります。そこで、「肢体不自由への配慮を要する内容等」として、「体育的活動や身体表現を含む内容がある」、「上肢や下肢の複雑な動きを必要とする内容がある」を調査研究の観点といたしました。視覚障害、聴覚障害、病弱についても同様に観点を定め、調査研究を行いました。

次に、令和2年度から使用する「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科用図書の選定資料について御説明いたします。

中学校用教科用図書は、平成30年度検定において新たな図書の申請がなかったため、

前回の平成26年度検定合格図書等の中から採択をいたします。今年度採択する中学校用教科用図書については、4年前に調査研究を行い、選定資料を作成しております。ただし、当時調査研究を行った見本は、その後、各発行者によって訂正された箇所がございます。そこで、この度、各発行者の訂正箇所と4年前に作成した選定資料を照らし合わせ、選定資料の訂正が必要かどうかを確認したところ、選定資料の訂正が必要な箇所はありませんでした。したがって、今年度の中学校用教科用図書の選定資料は、表紙の作成年を時点修正し、標題に「特別な教科 道徳を除く」という表示を加えた以外は、4年前に作成した選定資料と同じものとなっております。

今後、各校から提出のあった選定理由書等について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の障害の状態等に応じて最もふさわしい内容のものであるかどうかを精査し、教科書の採択を適正かつ公正に実施できるよう指導、助言、援助を行ってまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： たくさんの子供たちが使う教科書ですので、慎重に選んでくださっていらっしゃることはよく分かりました。ありがとうございます。

各学校で大体、どれくらいの時間をかけて教科書選定の会議をしておられるのでしょうか。

河北義務教育指導課長： 大変申し訳ありませんが、時間は把握しておりませんが、例えば広島中学校においては、選定会議を立ち上げるわけなのですが、その構成メンバーが15名で、この方々がそれぞれ行うということになりますので、やはり時間とすればかかるのかなと考えております。

三浦特別支援教育課長： 同じく時間については把握しておりませんが、先ほど義務教育指導課長が申し上げたのと同等の内容で選定しているという報告がございました。

志々田委員： やはりそれだけの労力をかけてくださっているということが、教科書を単純に選ぶことだけではなくて、その教科書を使ってどんな授業ができるだろうとか、どんな工夫ができるだろうかっていうような先生方の専門的な知見を使いながら会議ができていのではないかなと思いますので、どの教科書が決まったということだけではなくて、そこで話し合われたクリエイティブな指導法みたいなものが、各学校の全体に伝わるような努力がされていると、苦勞されておられる先生方にとっても、学校全体にとっても、働き方改革という点でも良いかなと思いますので、ただ義務でやっているだけではなくて、授業を良くするための会議として、学内あるいは学外で情報共有ができれば良いなと思いました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

### 報告・協議3 「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」（案）について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」（案）について、河北義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

河北義務教育指導課長： 「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」（案）について御報告申し上げます。

資料につきましては、1ページ、2ページが、「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）（案）」の概要となっております。本計画の骨子につきましては、1月31日の教育委員会会議で御了解いただきました。その際、教育委員の皆様から頂いた御意見を踏まえて計画案を作成いたしました。

主な意見としては4点ございました。

まず1点目ですが、「自発的に読書するための取組が必要ではないか」という御意見です。これにつきましては、資料1ページの下側、「成果指標」の表のところを御覧ください。今回の計画から、この表の一番上にあります「本に親しむ子供」の指標として不読率を上げておりますが、この表の右側にありますように、新たに「自主的な読書に関する調査」を加えることとしました。右側を御覧ください。具体的には、「本に親しむ」に

関する調査に際しまして、更問の形で、本を読んだ児童生徒に対しまして、「本を読みたくて自分から読んだ」や、「学校での活動で本を読んだ」、また、読んでいない児童生徒に対しまして、「読みたかったが読まなかった」のか、あるいは「読もうとも思わなかった」のかというような調査をいたします。これによりまして、自主的に読書に取り組んでいる児童生徒の状況を把握できると考えております。

2点目につきましては、「第三次計画は、誰が何をするのかが分かりにくいと感じた」という御意見でした。資料の2ページを御覧ください。こちらに第2章と第3章を載せております。本計画におきましては、「家庭」、「地域」、「園・所等」、「学校」におけるそれぞれの取組が分かりやすいように構成を工夫いたしました。

3点目の御意見は、「小・中・高校生のどの発達段階においても、本に親しませる取組や読書の意義につながるような取組が必要ではないか」という御意見です。こちらにも第2章の表の右側の掲載事例を御覧ください。有識者の意見や本県での分析を基に、読書習慣の形成に効果があると思われる具体的な取組例を掲載しております。例えば、学校における「本に親しむ」活動の高校生の例として挙げております「図書館執行部や図書委員による図書館運営の取組」や、小学校の例として挙げております「異年齢集団を活用した読み聞かせ」などです。

4点目の御意見は、「読書活動の推進には、それを支える人と物の両方の環境整備が必要ではないか」という御意見です。第3章の読書習慣の形成を支える環境整備を御覧ください。こちらに人的整備・物的整備の充実に関する取組を掲載しております。具体的には、本文の31ページを御覧ください。ここには、学校における人的整備の充実について掲載しております。続いて、37ページを御覧ください。こちらには、昨年、学校図書館リニューアルを実施いたしました県立三次中高等学校の事例を掲載しております。

以上のような取組について、関係機関と連携して実施し、計画期間中であっても内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行う予定です。今後、8月のパブリックコメントの実施を経て、年内の完成を目指して作業を進めてまいります。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 意見を踏まえてたくさん工夫をしてくださって、ありがとうございました。

とても良いものができて事例もたくさん入っていると思うのですが、具体的にこの計画を今後どのように広報し、周知していくのかという方策を教えてください。

河北義務教育指導課長： 今後のスケジュールにつきましては、8月にパブリックコメントを実施いたしまして、広く県民の皆様から頂いた御意見を踏まえまして、9月にそのパブリックコメントの内容等で修正、確認をしていく予定です。10月には、教育委員会会議でこちらのパブリックコメントの対応等も報告させていただきまして、11月に決定をする。12月には完成して、広く冊子という形で周知していきたいと考えております。また、県のホームページにも載せる予定でおります。

志々田委員： 冊子はどなたに配るのですか。

河北義務教育指導課長： 各学校、また、市町教育委員会等関係機関に配る予定でございます。

志々田委員： せっかく良いものができていますので、いろいろなやり方があると思うのですが、例えば、学校司書の先生のところに行って、図書委員会の活動の中で、こういうものを子供たちに使ってこういう話し合いをしてもらいたいのですとか、幼稚園だったりすると、保護者会であるとか、小学校だとPTAだとか読み聞かせのボランティアをしてくださっている方たちとか、主に子供の読書を推進しようとして働いてくださっている方たち、先生もですが、ボランティアや保護者の皆さんに伝わるように、そういう方たちがこれをしっかり見て、ここにこうやって書いてあるけれど、うちの学校はやってないわよねと言ってもらえるようにしていくことが必要だと思います。計画は推進、やりますよという宣言でもあると思いますし、その用意があるという県の覚悟もお示しすることだと思いますので、是非活躍してくださっている方たちにきちんと情報として届くように、配るだけじゃない工夫をまた出来上がったときに聞かせてください。

近藤委員： 先日、赤木かん子先生のお話をお聞きする機会があって、三次中高の図書館リニューアルでもお世話になった先生なのですけれども、世の中の本というのは、物語と物語以外の本があるという話を聞きまして、確かに読書とか本に親しむって言われたときに、ストーリーのある物語というのを頭に置いているところがありましたが、先生のお話の中では、子供の教育、学習のきっかけになったりとか、将来いろいろな難しいことを学

んでいく土台になる基礎的な語彙という部分が、例えば百科事典だとか、ああいった非物語、物語以外の本というものもすごく大事な役割があるのだというお話をお聞きしまして、そういうことなのかということで、今までと違う御意見でしたので、びっくりしたことがあります。

この基本方針の趣旨の、「読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め」という辺りを見ると、やはり物語のところに重心が置かれていて、読書はそこに意義があるのはそのとおりなのだろうと思うのです。でも、全体を見ると、学校の調べ学習なんかでも活用していきたいという形で、本に親しむというのが必ずしも物語だけではなくて、そういう情報としてのものもあると思うので、物語以外の本というところの視点も少し出てくれば良いなという意見です。

河北義務教育指導課長： こちらの子供の読書習慣の形成というところで、「本に親しむ」というものを中心に据えているところなのですけれども、やはり本から学び、自らの考えを深めるであるとか、また、目的に応じて読むというようなことを狙いとしております。今言っていただきました探求的な学びでの図書館の利用であるとかは本当に大切なことだと思いますので、こちらにつきましても掲載事例を載せておりますので、また広く周知をしていきたいと考えております。

中村委員： 感想みたいなものになるのですけれども、高校生の1か月に1冊も読まないっていう生徒が47%もいるとは、衝撃的なのですけれども、物語と物語以外ということをお聞きしましたけれど、どちらを含めてもこの数字ということですよ。個人的に思うのは、読む習慣というか、まずは読みたくなる本に出会わせる機会を作っていくということがやはり大事なのだろうなと思いますし、いろいろここにも取組が書いてありますし、図書館リニューアルで、そういう出会わせる機会、行ってみたくさせる、図書館に行こうと思わせる、そういう気にさせるということも大事だと改めて思いますし、是非ともこの計画、良いものを作って取組を進めていかなければいけないと改めて思ったところですので、よろしく願いいたします。

竹志高校教育指導課長： 御指摘いただいたとおり、高等学校の不読率というのは大きな課題だと考えているところでございます。それについて対応策としましては、先ほど委員からもありましたけれども、幼少期から読書に親しみを持たせるこういった取組を行うということと、もう一つは、図書館リニューアル、これに関係する事業を推進していきながら、子供たちに読書習慣の形成ということと環境整備、これを併せて進めていきたいと思っております。また、学校で全員が読書に専念する時間を確保するとか、あと、本に興味を持たせるために感想文であるとかビブリオバトルであるとか、そういったコンテストみたいなことにも参加させて子供たちに興味を持たせる、こういった活動も充実していければと思っています。

中村委員： 釈迦に説法だと思うのですけれども、読んでもおもしろくない本を無理やり読ませてもあまり習慣には結び付かないような気がしますので、次を読みたくなるような働きかけが大事なのかなと思いますので、よろしく願いします。

河北義務教育指導課長： 今回の第四次計画の中でも御指摘の点が非常に議論の中心でもございました。高校生の不読率につきましては、やはり発達段階ごとの取組というのが非常に大切だろうと。小学校、中学校では一斉に読書ということになると、疑いもなく読んでくれるのですけれども、そこが強制的なのか、自ら読んでいるのかということをしかり把握しながら指導していかなければいけないなということで、先ほど説明の中でもいたしました「自主的な読書」というのがどの程度あるかというものを把握しながら、指導の方法についても発達段階に応じて取り組んでいきたいなと思っております。決して高校だけの問題ではなく、乳幼児からの積み重ねだと考えております。

細川委員： 少し関連するのですけれども、日本人は何でもランキングが好きで、世の中で読まれている本ベスト10みたいなものが、1週間に1回くらい出ますよね。私たちもあれを見ながら、話題に遅れないようにこれは読んでおこうかというのがありますが、今、中村委員が言われたように、本来読んで楽しいなという部分のランキングと、あと、教育委員会の方で、これは今の時期は必ず読んどけよみたいな、人生上、読んだ方が良いよランキングみたいなものがあって、子供たちに自由に本を選んでもらう。何か読みなさいといっても、では、どれが良いのだろうというのもありましようから、以前からそういう図書の紹介の仕方はしていただいておりますけれども、例えば県内高校生が読んでいるベスト10みたいなものがあればですね。またそれを先生が調べるのも大変なので、その労力のかからない方法で、子供たちが作るというようなやり方はどうかなと思います。

それから、地元の三次中高のこともそうですけれど、先日、学校訪問しました呉工業高校も赤木かん子先生監修の図書室でございまして、本を読むためのスペースだけではなく、御承知のように、リラックスができて、居場所となる良い空間も作っておられるのですが、これの例えば全県展開みたいなものはどのようになっているのか、お聞かせいただければと思います。

河北義務教育指導課長： 御指摘の赤木かん子さんによる図書館リニューアルは、私も見に行ったのですが、本当に子供たちに興味、関心を持たせる素敵な環境が出来上がっているなど考えております。今年度は2校、県内の市町立の小学校、中学校で行っておりますので、少しでも広がってほしいと考えております。

細川委員： 予算的なこともありましようから、先生に全部やってくださいというのも難しいでしょうが、そのノウハウと言いますか、ハウツーを県教委で蓄積されて、同じような図書室作りというのを進めていただくことも良いのではないかなと思うのです。先生もお忙しいので、全部回ってくださいというのは到底無理なことですから、スケジュールを組んでやっていただければと思うのですが、いかがですか。

河北義務教育指導課長： 是非そういった取組はやっていきたいと考えております。

平川教育長： また、生涯学習の観点からの図書館支援について生涯学習課長。

田坂生涯学習課長： 学校図書館がリニューアルをしているということですが、従来から県立図書館では、学校図書館支援のメニューというのを持っております、例えば図書館の方からこの本がないと聞けばお送りする、それから、図書館のレイアウトの変更等、相談に乗るということをやってございます。今回、学校に司書が配置されたという中で、どういったことができるかということは今考え始めているところでございますので、しっかりと学校図書館と連携してまいりたいと考えております。

菅田委員： ちょうどこの前の学校訪問のときに海田西中学校で図書館を案内されて、非常にきれいになっていたのですが、そのときに、細川委員が呉工業高校に行かれたときに、寝転がって読めるスペースを作っていたという事例を紹介したところ、それは良いかもしれませぬ、司書の人と相談してみますというような話だったので、そのリニューアルされたところの写真とか、全県に先進事例とかを紹介されたら良いのではないかなと思います。

河北義務教育指導課長： 四次計画の中でも紹介しておりますので、そういったところも使いまして周知していきたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:05)

#### 【非公開審議】

#### 第1号議案 令和元年度メイプル賞（第1回）の受賞者について

令和元年度メイプル賞（第1回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

#### 第3号議案 広島県博物館協議会委員の任命について

広島県博物館協議会委員の任命について、審議の結果、継続審議となった。

**第4号議案 広島県生涯学習審議会委員の任命について**

広島県生涯学習審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

**第2号議案-1 教職員人事について**

中学校教諭のセクシュアル・ハラスメントに係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

**第2号議案-2 教職員人事について**

高等学校教諭のわいせつ行為に係る人事措置（停職6月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

**第2号議案-3 教職員人事について**

特別支援学校講師の交通事故に係る人事措置（減給10分の1 1月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

**報 第1号 教職員人事について**

小・中学校校長の人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

(15:28)